

# 越智氏奉賛会規則

## 第一章 総則

### 第一条 名称

本会の名称は「越智氏奉賛会」と称する。

### 第二条 事務所

本会の事務所は、高市郡高取町越智二四 越智山光雲寺寺務所に置く。

### 第三条 目的

（一則）本会は中世南和一帯に君臨した名豪族越智氏の遺徳を偲び郷土の誇りと自覚を持つてその功績を顕彰していくことを目的とする。  
（二則）大和の中世史を基軸にして国中から全国へ忠義と五常で繋がるご縁を奉仏崇祖の念を大切に支援・寄与することを目的とする。

### 第四条 事業

本会は前条の目的を達成するため、次の活動並びに越智山光雲寺の行う事業に奉賛協力する。

- ① 毎年春に越智氏の遺徳を偲ぶ追善法要を行い、その後総会を開催する。
- ② 越智山光雲寺の法要行事並びに事業の奉賛協力。
- ③ 越智山光雲寺全般に対し協力、特に環境を整え設備の充実を図るため積極的な奉賛協力。
- ④ 越智山光雲寺が行う研修会・講演会等の積極的参加による奉賛協力。
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な諸活動。

## 第二章 会員

### 第五条 会員

- ① 本会の目的に賛同し事業に協力する個人又は法人・団体を会員とする。
- ② 本会の会員になるものは住所・氏名を記し、所定の会費を添えて寺務所に申し込むものとする。（会費は別に規定を定める）
- ③ 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

### 第三章 役員

#### 第六条 役員

本会には次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 2名
- 3、理事 若干名
- 4、事務・会計 若干名
- 5、監事 2名

#### 第七条 役員の選任

- 1、本会の役員は越智山光雲寺代表役員が推挙する。
- 2、会長、副会長は役員が推挙し、越智山光雲寺代表役員がこれを委嘱する。
- 3、理事、事務・会計、監事は役員が推挙し、会長がこれを委嘱する。

#### 第八条 役員の任期

- 1、本会の役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 2、交替または増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3、役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

#### 第九条 役員の任務

- 1、会長 (イ) 会長は会務を総理し、本会を代表する。  
(ロ) 会長は越智山光雲寺代表役員と協議の上、越智山光雲寺の発展の基礎条件を充実するよう会務を統括・処理すると共に会員を招集する。
- 2、副会長 (イ) 副会長は会長を補佐し、会の調和的活動を促す。  
(ロ) 副会長は会長不在の時これに代わる。
- 3、理事 (イ) 会長を中心に会の円滑な活動を促す。  
(ロ) 研修会・講演会等寺と協議して企画・計画等処理を執行する。  
(ハ) 会報等の編集・発行をする。
- 4、事務・会計 (イ) 本会全般の活動状況を記録し保管並びに庶務をする。  
(ロ) 本会の出納一切の会計事務を処理する。
- 5、監事 本会の会計監査をする。

## 第四章 会計

### 第十条 会計年度

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり三月三十一日に終わる。

### 第十一条 収入金の奉賛

本会会員の拠出する会費その他収入金は必要経費を支弁の上、これを越智山光雲寺に奉献するものとする。

## 第五章 会費

### 第十二条 会費

入会時に会費を納入すること。その後は毎年四月に会費を納入すること。

個人会員 一口 1,000円

法人（団体）会員 一口 5,000円

### 補則

第十三条 本会規約に記載のない重要事項で必要な事項は役員会の決議をもってこれを定めることができる。

第十四条 この規約は役員の過半数の同意をもって改正することができる。

### 附則

本規約は平成三十年四月一日からこれを施行する。  
その他改正事項は附則に記す。